

## 第2回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会の議事要旨

- 1 日時 2007（平成19）年3月22日（木）10:00～12:00
- 2 場所 日本自転車会館（東京都港区） 2号館 802 会議室
- 3 出席者：  
（委員）永田委員、近江委員（代理：徳山）、大橋委員、柿澤委員、上河委員（代理：渡辺）、絹川委員、黒木委員、後藤（武）委員、小浜委員、坂本委員、藤間委員、中川委員、中澤委員  
（オブザーバー）  
林野庁、経済産業省、環境省、
- 4 議事要旨：
  - （1）平成18年度の違法伐採総合対策事業の実行結果等について  
事務局から次の①②について説明がされた。
    - ① 平成18年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業の実行結果等について  
資料2-1「平成18年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業の実行結果について」、  
資料2-1「平成19年度合法性・持続可能性木材供給システム検証調査（合法木材認定事業体アンケート調査、面接調査、追跡調査）の実行結果について」  
資料2-2「平成19年度違法伐採総合対策事業合法性・持続可能性木材供給システム検証調査計画(案)」、
    - ② 平成18年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の実行結果等について  
資料3-1「平成18年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の実行結果について」  
資料3-2「平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について」
  - これに対して、以下のような意見が出された。
    - 単に証明書を出すだけでなくトレーサビリティが重要。輸出国の対応にばらつきがあること、第三国経由で輸入されるものがあること、追跡調査でも最後まで追跡できたのはほんの数例だったことから、輸出国や輸出時の合法

性証明発行者の情報について、国内の事業者間で受け渡して最終納入者まで伝える仕組みが必要。

- 政府調達の方が合法木材のみを調達しているというシグナルを出す必要が重要。
- 調達実績の公表は何時になるか。(各省庁が実績を発表する6月以降環境省がとりまとめる)

## (2) 証明方法のあり方(ガイドライン)の検討方向について

冒頭林野庁(森田室長)より、団体認定が進展しているが、供給側、調達側で情報提供・交換の場の必要性、輸出国への情報発信の必要性など、様々な課題があるため、幅広く議論をしてほしいとの要請があり、以下のような意見が出された。

- 輸入材については、個別の納入事例をさかのぼって、それが日本のシステムに合致するものであるかの検討が必要。輸出国の法律でOKというだけでは解決にはならないのでは。各国に日本の法律を基準にしたような基準を示す必要があるのではないか。また、調達側から課題、問題点をこの委員会で提起してもらい、対応策を検討してはどうか。
- 各国からの合法証明木材に対し、日本の制度で合致しているかどうかを判定することに対しては、異論があり、輸入側としては、日本向けだけでなく、輸出する相手国全てに納得してもらえるようなシステム作りをしてほしいと求めている。
- 輸出国・輸入国の共通認識ができて、正しい方法を示して普及していくことが最初のステップ。違法木材が紛れているとクレームをつける人がおれば、クレームをつけた人が、どこが違法か指摘する必要がある。違法木材を排除する場合はクレームをつけた側の責任。
- 違法伐採材を排除するシステムの信頼性を判定するところまで踏み込んでこの委員会で討議するのか。
- 各国の制度について、我々が評価するのは難しいが、国際セミナー、事例調査等を通じて分かりやすい原則を示していくことは必要。
- 大変な労力とコストをかけて合法木材を供給している国産材の業者が納得する形で、輸入材に対するチェックシステムをつくっていかないと、このシステムは普及しない。
- 輸入材については輸入団体の認定「うそをつかないこと、分別管理を確実に実施すること」を条件にきっちりやっている。また、輸入製紙原料もトレーサビリティ調査など実施し信頼性を高めている。
- 分別管理の正確さ、確実性が確保されて伐採現場までたどれるか。書類や

制度を作るだけでなく、実際の運用が確実になされることが重要。

- 今までの対策を講じて、木材の需要がどれだけ増えるのかが関心事。官公庁だけでなく、他の多くの消費者にどれだけ普及できるかが重要。
- 供給体制はできたが、販売先からの要望がないので証明する必要もないという状況。
- 具体的な方法を検討するためのサブワーキンググループを作って検討したらどうか。
- 各国の事例調査の詳細や検証調査の最終結果を、本部会で報告してもらい、その上で今後の具体的な対策を検討すべき。
- PR 以外にも、住宅ローンの優遇措置など合法木材を使用した時に実際にメリットとなるような、制度、政策的なバックアップが必要。

以上のとおり、現実に合法木材が市場に流れ始めたばかりの状況の下で、輸出による法制度のバラツキがあること、合法木材供給体制の信頼性や需要側の実績・見通しなど需要と供給側の間の情報のミスマッチがあることなどの幅広い意見が出された。本日の意見を踏まえ、来年度以降、議論をすすめていくことが確認された。

—了—